

公 告

次のとおり公募します。

令和 8 年 8 月 19 日
北海道森林管理局長

「令和 8 年度 国有林材の安定供給システムによる販売（立木販売（販売箇所に係る主伐後の造林の実施を協定に含むもの）」）の実施に係る公募

北海道森林管理局では、国有林材の安定供給システムによる販売（以下「システム販売」という。）を下記のとおり実施しますので、希望される方は「国有林材の安定供給システム申請書（以下「申請書」という。）」を提出してください。

記

1 システム販売の目的

システムによる販売は、需要の拡大が必要な一般材等の計画的・安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資することを目的として行うものです。

なお、システム販売については、森林管理局長が素材生産を実施する事業者等と国有林材の販売に関する相互協定（以下「協定」という。）を締結した上で、森林管理署長等（森林管理署支署長を含む。以下同じ。）がその協定に基づき計画的な販売を実施するもので、協定を締結する需要者については、システム販売の目的を踏まえ公募により決定することとしています。

2 システム販売物件の概要

別紙 1 「令和 8 年度「国有林材の安定供給システム販売（立木販売）」物件一覧表」（以下「物件一覧表」という。）のとおり

3 システム販売の協定期間

自 協定締結日 至 令和 1 6 年 3 月 3 1 日

4 システム販売の対象となる需要者

素材生産業者等※（主伐後の造林を行うことができる者に限ります。）、又は素材生産業者等と主伐後の造林を実施する事業者（以下「造林事業者等」という。）が共同して申し込むものとします。

※ 素材生産業者等とは、北海道森林管理局管内で素材生産を実施する者（以下「素材生産業者」という。）及び素材生産業者と協定を締結する（素材生産業者に下請けにより生産を行わせる場合を含む。）次の者。

製材工場、合板工場、製品規格の統一化を図り共同出荷を行っている協同組合その他木材加工事業者（以下「製材工場等」という。）、原木市場その他木材流通機能を有する事業者（以下「原木市場等」という。）、住宅メーカー及び木質バイオマス発電所その他木材を加工した製品を利用する事業者（以下「製材品需要者」といい、製材品需要者が生産する製品等を「最終製品」という。）。

5 システム販売の対象となる需要者の要件

立木のシステム販売の対象とする需要者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならないこととします。

- (1) 林産物売払いの一般競争参加資格を有していること。
- (2) 協定に基づき、契約を履行するに足る信用、資力等を有すること。
- (3) 社会保険等に参加していること。
- (4) 買受希望数量（複数の物件に対し同時に申請する場合は、合計数量）に対して十分な生産、加工又は流通等の実績があること。
- (5) 申請から協定を行うまでの期間において、森林管理局長から指名停止を受けていないこと。
- (6) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと
- (7) 素材生産業者等（主伐後の造林を行うことができるものに限る。）又は造林事業者等については農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（その他）」に登録され、地域において「北海道」を選択していること。
- (8) 製材工場等については JAS 認証工場であること。（出荷製材品について JAS 規格が制定されている場合）
- (9) 原木市場等及び素材生産業者等については、製材工場等と販売協定を締結し、安定した取引関係が明確であること、又は、製材工場等との共同申し込みであること。
- (10) 製材品需要者については、自ら加工した製品を利用する場合を除き、製材工場等との共同申し込みであること。ただし、この場合、製材品需要者が(1)の要件を満たす必要はないものとする。

6 現地案内

- (1) 日 時 令和 8 年 8 月 2 7 日（木） 午前 10 時 00 分
- (2) 集合場所 網走南部森林管理署 津別森林事務所
北海道網走郡津別町字柏町 2 1－1 4

別紙 2「現地案内集合場所位置図」参照

現地案内について不明な点は販売予定物件を管轄する網走南部森林管理署へお問い合わせください。（TEL:0152-62-2211）

7 申請方法及び申請期限

(1) 申請方法

申請にあたっては、下記の(3)に示す申請書及び関係書類を北海道森林管理局資源活用第一課に提出してください。

ア 持込あるいは郵送による申し込み

〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
北海道森林管理局 資源活用第一課

イ 電子媒体による申し込み

電子メールアドレス：h_katsuyo1@maff.go.jp

別紙3「電子メールによる申請の留意事項」を確認してください。

(2) 提出期限

令和8年9月18日（金） 午後5時00分まで（必着）

(3) 提出書類

ア 国有林材の安定供給システム申請書【別紙様式1】

イ 社会保険等の加入状況

ウ 保有する資格を証明する書類等

林産物売払いの一般競争参加資格・全省庁統一資格（役務の提供（その他））・JAS
認証工場・森林認証材等

エ 直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書

オ 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙9号書式その3 又は、その3の2若しくはその3の3）の写し

カ 企画提案書

① 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書の提出について【別紙様式2】

② 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書【別紙様式3】

③ 植栽の意思表明書 【別紙様式4】

④ 添付資料 【別添】

キ 暴力団排除に関する誓約事項 【別紙様式5】

8 審査の方法及び協定予定者の選定等

- (1) 審査は、「国有林野の安定供給システムに係る審査基準」（別紙4）に基づき申請書及び企画提案書の審査を行い、協定を締結することが適当と認められる需要者を選定する企画競争方式で行います。

(2) 申請書及び企画提案書の審査に当たっては、以下の項目について評価を行います。

ア 必須項目

システム販売の対象となる需要者の要件（上記５の要件）を全て満たしているか審査します。（一つでも満たしていない場合は、選定できないこととします。）

イ 評価項目（価格点５０点、取組評価点５０点、計１００点）

価格点については、企画提案書における「購入希望単価」により提示された最高価格を基準に相対評価します。

また、取組評価点については、評価項目ごとに審査し、評価基準に基づき配点します。

※ なお、複数の事業者が共同で申請する場合は、事業者ごとに評価して平均点を計算します。

(3) 協定予定者の選定

審査の結果、各公募物件ごとに、得られた点数が最も高い者であって、購入希望単価が協定基準単価を上回っている場合に協定予定者として選定します。

得られた点数が最も高い者であっても、購入希望単価が協定基準単価を下回っている場合は、購入希望単価の再提出（１回限り）を求め、再提出単価が協定基準単価を上回った場合は、協定予定者として選定します。

なお、各公募物件ごとに、得られた点数が最も高い者であっても、審査結果の取組評価点及び減点の合計がマイナスの場合、また、植栽の意思表示書（別添様式４）が提出されていない場合は協定予定者として選定しないこととします。

(4) 森林管理局長は、協定予定者と協定価格、その他必要な条件について協議が整った場合、別紙５－１又は５－２の「協定書（案）」により協定を締結するものとします。

(5) 審査結果は、申請件数、協定者、その他についてホームページ等で公表します。

９ 協定締結にあたって付する条件

(1) 目的外処分の制限

協定を締結した者（以下「協定者」という。）が、買い受けた物件を協定で定めた目的以外の用途に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡すことを禁止します。

(2) 協定の解除

森林管理局長は、次の一つに該当する場合は協定を解除することができるものとします。

ア 協定の相手方が正当な理由もなく協定書及び売買契約書の規定に違反したとき。

イ 協定の相手方が協定期間中に上記の５に定める要件を失ったとき。

ウ 協定の相手方が販売箇所の造林の計画・履行を拒絶する意思を明確に表示したとき又はこの協定の目的を達成することができないものと認められるとき。

エ やむを得ない事由がある場合及び売買契約箇所の伐採跡地に係る分収造林契約を国と締結する場合を除き、売買契約箇所の伐採跡地における地拵え及び植栽の委託に係る造林事業請負契約を締結できなかったとき。

(3) 損害賠償

上記(2)により協定を解除した場合、協定相手はその解除によって生ずる損害賠償請求

はできないものとします。

(4) 持続可能な森林経営から生産された合法材の利用促進

ア 北海道森林管理局長は、協定に基づき販売する物件が、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし、手続きが適切になされた森林の立木であることを証明するものとします。

イ 協定者は、合法性・持続可能性を確保した森林から生産された木材・木材製品であることを需要者にPRするよう努めるものとします。

ウ 北海道森林管理局長は、協定者から前項の取組状況について、報告を求めることができるものとします。

(5) 立木販売及び造林計画実行計画

協定締結後速やかに販売予定箇所ごとの販売契約締結予定年度及び造林請負契約締結予定時期等を定めた立木販売及び造林実行計画（別紙様式 6・7）を森林管理署長を経由して、森林管理局長へ提出し承認を受けるものとします。

(6) 安定供給システム販売に係る事業計画

次年度以降の安定供給システムに係る事業計画を各年度当初に提出することとします。

(7) 履行状況の確認

森林管理局長は、必要に応じて履行状況を確認し、企画提案内容と相違が認められる場合には指導を行うものとします。なお、協定者は履行状況の確認作業に協力するものとします。

(8) 実行結果の報告

協定の相手方は、協定期間の終了後、「国有林材の安定供給システムに係る結果報告書」（別紙様式 8・9）を森林管理局長に提出することとします。

なお、複数年の協定については、年度毎に結果報告書を提出することとします。

(9) 申請量が販売予定量を超える場合等には、所定の要件を備えているものであっても調整を行うことがあります。

10 提出書類の返却の可否等

(1) 提出された申請書、添付書類等は返却しません。

(2) 提出書類は、審査に係る事務手続き（上記 8 の (5) を含む）以外の目的で提出者に無断で使用しません。

11 その他

(1) 立木売買契約

ア 立木販売は「国有林野事業林産物売買契約約款」等に基づき、別紙 6 の「特約事項」を付して森林管理署長等と売買契約を締結することとします。

イ 売買契約においては事業着手前に「立木販売事業着手届及び事業計画書」を事業地を所管する森林官を経由のうえ森林管理署等へ提出していただきます。

ウ 搬出期間は原則として 3 ヶ年とします。

エ 立木のシステム販売については、売買契約書に「持続可能な森林経営が営まれている森

林から合法的に伐採されたものである。」ことを明記しており、この記載内容をもって木質バイオマス証明（計画森林対象内の立木であることの証明）に代えることとします。

(2) 造林請負契約

ア 別紙 7 の「主伐後の造林事業請負契約及び分収造林契約に関する条件及び手続について」に記載の条件等により森林管理署長等と請負契約を締結することとします。

イ 造林請負契約に用いる苗木については、協定の相手方が調達することとします。

なお、苗木の生産に当たっては、出荷までに概ね 2 年程度の期間を要することから、過不足を生じないよう協定の相手方の責任において、苗木生産者との需給調整を行うこととします。

(3) 協定締結後における関係通知の改正に伴う取扱い、また、締結した協定に定めのない事項等については、必要に応じて協議の上、見直し又は定めるものとします。

12 問い合わせ先

北海道森林管理局 森林整備部 資源活用第一課

住 所：〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目 70 番

電 話：011-622-5247

電子メールアドレス：h_katsuyo1@maff.go.jp

担 当：地域業務対策官